平成２５年（フ）第６０６４号
東京都杉並区和田１丁目４―18
破産者　江島　　進
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９２号
東京都目黒区八雲２丁目18―21―107　ハウス八雲第２
破産者　金本純愛こと　李　　純愛
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９４号
埼玉県さいたま市見沼区春岡２丁目34―１　メゾンアルファⅧ105
破産者　長谷川綾子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９７号
東京都江戸川区船堀３丁目５－７―1103
破産者　塩田　美保
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１２２号
東京都大田区矢口３丁目１－５　社会福祉法人徳心会総合福祉施設いずみえん
破産者　宮下　茂子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１３８号
東京都葛飾区東四つ木３丁目44―15―201
破産者　山本十三男
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１５１号
東京都福生市武蔵野台１丁目１－７―302
破産者　久保　顕正
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７８号
東京都稲城市東長沼1992―２―201
破産者　亀井　幸夫
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２０５号
東京都品川区豊町１丁目１－４―204
破産者　田中　和彦
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３４１号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目６―66
破産者　藤永　武光
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３５０号
東京都葛飾区青戸８丁目12―11―101、開始決定時の住所東京都葛飾区小菅４丁目11―８―403
破産者　桂川祐已子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３８７号
埼玉県三郷市上彦名141―６、住民票上の住所東京都新宿区住吉町７―２　加藤方
破産者　皆川紗貴子
1　決定年月日　平成25年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７３号
札幌市豊平区西岡２条１丁目９番10号
破産者　有限会社キリヤマ
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５２号
相模原市中央区田名2286番地１
破産者　株式会社相光技研
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９号
長野県飯田市水の手町3022番地１
破産者　株式会社アルプスハウス池田鉄工所
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第５７１８号
大阪市浪速区幸町２丁目２番40号
破産者　株式会社ナニワケミカル
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７９号
大阪市北区梅田２丁目２番２号
破産者　株式会社インフィニティ
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９７号
大阪府守口市八雲中町２丁目12番19号
破産者　有限会社シービーエース
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００３号
大阪市都島区片町１丁目４番２号
破産者　株式会社シャトーテル大手前
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５８号
大阪市東淀川区豊里２丁目11番63号
破産者　有限会社水原防水
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番
破産者　株式会社トキトレーディング
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１５３号
堺市西区築港新町２丁６番地59
破産者　共栄工業株式会社
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係